

ホワイトスペース推進会議 ホワイトスペース利用作業班 開催要綱(案)

1 目的

本作業班は、ホワイトスペース推進会議におけるホワイトスペース活用に向けた検討において、ホワイトスペース利用システムの本格運用に向けて、運用調整に関する具体的な仕組み等に関する検討を実施することを目的とする。

2 名称

本作業班は、「ホワイトスペース利用作業班」と称する。

3 検討事項

- (1) ホワイトスペース利用システムの本格運用に向けた、運用調整に関する具体的な仕組み等の検討
- (2) その他

4 構成及び運営

- (1) 本作業班の会議は、主査が招集する。
- (2) 本作業班の構成員は、地上デジタルテレビジョン放送、エリア放送型システム、特定ラジオマイク等のホワイトスペースの利用可能性があるシステムの運用について知見を有する者から主査が指名する。
- (3) 主査は、本作業班を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本作業班を招集し、主宰する。
- (6) 主査は、本作業班の検討を促進するため、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 本作業班において検討された事項については、主査が取りまとめ、これをホワイトスペース推進会議に報告する。
- (8) 主査が必要性を認める場合は、非公開とすることができる。
- (9) その他、本作業班の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 事務局

本作業班の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。